

# 財政援助団体等監査結果報告

米 監 委 第 6 0 号  
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

米 原 市 長 様

米原市監査委員 梅 田 浩 章

米原市監査委員 的 場 收 治

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項による財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出する。

なお、同条第 12 項の規定により本監査の結果に基づき、または本監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を速やかに本職まで通知されたい。

米監委第 60 号  
平成 29 年 3 月 31 日

米原市議会議長 様

米原市監査委員 梅田 浩章

米原市監査委員 的場 收治

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項による財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出する。

平成 28 年度財政援助団体等監査結果報告書

目 次

第 1	監査の対象団体および所管課	1
第 2	監査の期間	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査に当たった監査委員	1
第 5	監査の補助職員	1
第 6	監査の方法	1
第 7	監査の着眼点	2
第 8	監査対象団体および補助金の概要	3
第 9	監査結果ならびに意見および要望	4

注 記

文中で使用する次の規則名、要綱名および計画名は、次のとおり省略して表記した。その他の法令などについては、法令年、法令番号などを省略した。

「米原市補助金等交付規則（平成 17 年米原市規則第 35 号）」 → 「補助金規則」

「米原市商工業振興補助金交付要綱（平成 19 年米原市告示第 90 号）」 → 「補助金要綱」

「米原市総合計画後期基本計画（平成 24 年 3 月策定）」 → 「総合計画」

## 平成 28 年度財政援助団体等監査報告書

### 第 1 監査の対象団体および所管課

地方自治法第 232 条の 2 の規定による補助金の交付を受けている団体のうちから下表の団体を選定し監査を行った。なお当該団体へは、市から複数の補助金および委託料を支出しているが、下表の補助金を選定して監査を行うこととし、その他の補助金や委託料については、関連があると判断した場合において補足的に監査を行った。

補助金交付団体	補助金名	補助金額	所管課
米原市商工会 (以下「商工会」という。)	米原市商工業 振興補助金	平成 27 年度決算額 19,900 千円	商工観光課

### 第 2 監査の期間

平成 28 年 9 月 8 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

### 第 3 監査の対象

平成 27 年度の補助事業

### 第 4 監査に当たった監査委員

梅田 浩章、的場 收治

### 第 5 監査の補助職員

口分田 剛、堀江 今日子、堀澤 光彦

### 第 6 監査の方法

平成 27 年度の補助事業に係る出納その他の事務が、法令、条例、規則、要綱、財務規定などに従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

監査に当たっては、商工会および所管課から関係書類の提出を求め、事務局職員が証拠書類との照合などにより行った予備調査結果を踏まえ、関係者からの事情聴取などにより実施した。

監査当日は、商工会の事務所に出向き、事業などに関する関係書類、会計帳簿などの調査、照合を行った。

## 第7 監査の着眼点

### 1 所管課関係

(1) 補助金交付の根拠の妥当性

補助金の決定が補助金規則、補助金要綱などの法令に従っているか。

(2) 補助金の目的と補助内容の妥当性

補助金の交付目的および補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。

また、補助金に関する条件の内容は明確か。

(3) 補助金の算定根拠の妥当性

補助金額の算定が補助金要綱どおり適正か。

(4) 補助金の事務手続の適正性

交付決定、交付時期などの手続が適正か。

(5) 補助金の実績管理の適正性

実績報告書の確認、管理が適正に行われているか。

(6) 団体に対する指導監督の適正性

補助金等交付団体への指導監督が適切に行われているか。

(7) 補助事業の終期の妥当性

補助金の終期が設定されているか。終期の設定時期は妥当か。

(8) 補助事業の評価の妥当性

効果測定や補助事業の評価が行われているか。

### 2 財政援助団体関係

(1) 団体の事業内容と補助事業の整合性

商工会の行う事業内容と、補助金の公益上の目的が整合しているか。

(2) 実績報告の妥当性

実績報告書、収支決算書が妥当か。また共通経費の考え方は明確か。

(3) 帳簿、領収証などの管理の適正性

帳簿の記帳、領収証などの管理が適正か。

(4) 他事業（委託など）の内容と経理の適正性

補助事業に係る経理と他事業に係る経理が適正に管理されているか。

## 第8 監査対象団体および補助金の概要

### 1 財政援助団体の概要

名称(所在地)	米原市商工会（米原市下多良三丁目1番地1）																																										
代表者名	会長 日向 寛																																										
設立年月日	平成19年4月9日																																										
目的	地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与すること																																										
事業内容 〔うち補助対象に係るもの〕	○商工業に関し、相談に応じ、または指導を行うこと。 ○商工業に関する情報または資料を収集し、および提供すること。 ○商工業に関する講習会または講演会を開催すること。 ○滋賀県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。																																										
組織体制 〔平成28年3月末現在〕	<b>【会員数】</b> 837人 <b>【役員】</b> 会長1人、副会長2人、筆頭理事1人、理事19人、監事2人 <b>【職員】</b> 事務局長1人、一般職員12人、臨時職員2人																																										
決算状況	<b>【平成27年度 収支決算額】</b> 収入 375,221,854円／支出 375,221,854円 総会資料の収支決算書の要約は次のとおり。 <b>▼平成27年度収支決算書 要約</b> (収入の部) (単位：円)																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>決算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 補助金収入</td> <td rowspan="3">市補助金</td> <td>156,280,397</td> <td>一般補助金 19,900,000 創業支援補助金 515,000 プレミアム商品券発行事業費 72,113,000</td> </tr> <tr> <td>63,752,397</td> <td>県補助金 60,315,231 国補助金 912,331 全国連補助金 2,524,835</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 会費手数料収入</td> <td>(略)</td> <td>201,863,657</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3. 受託料収入</td> <td rowspan="3">市事業受託料</td> <td>10,183,702</td> <td>米原駅にぎわい創出事業費 330,480 インターネットショップ事業費 2,398,680 ふるさと名物育成支援事業委託料 6,184,920 シティセールス委託料(みらい創生課) 297,000</td> </tr> <tr> <td>9,211,080</td> <td>連合会振興事業受託料 125,340 全国連事業受託料 847,282</td> </tr> <tr> <td>972,622</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 前期繰越収支差額</td> <td>(略)</td> <td>6,894,098</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>375,221,854</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				大分類	小分類	決算額	備考	1. 補助金収入	市補助金	156,280,397	一般補助金 19,900,000 創業支援補助金 515,000 プレミアム商品券発行事業費 72,113,000	63,752,397	県補助金 60,315,231 国補助金 912,331 全国連補助金 2,524,835	(略)		2. 会費手数料収入	(略)	201,863,657		3. 受託料収入	市事業受託料	10,183,702	米原駅にぎわい創出事業費 330,480 インターネットショップ事業費 2,398,680 ふるさと名物育成支援事業委託料 6,184,920 シティセールス委託料(みらい創生課) 297,000	9,211,080	連合会振興事業受託料 125,340 全国連事業受託料 847,282	972,622		4. 前期繰越収支差額	(略)	6,894,098		合計		375,221,854								
	大分類	小分類	決算額	備考																																							
	1. 補助金収入	市補助金	156,280,397	一般補助金 19,900,000 創業支援補助金 515,000 プレミアム商品券発行事業費 72,113,000																																							
			63,752,397	県補助金 60,315,231 国補助金 912,331 全国連補助金 2,524,835																																							
			(略)																																								
	2. 会費手数料収入	(略)	201,863,657																																								
	3. 受託料収入	市事業受託料	10,183,702	米原駅にぎわい創出事業費 330,480 インターネットショップ事業費 2,398,680 ふるさと名物育成支援事業委託料 6,184,920 シティセールス委託料(みらい創生課) 297,000																																							
			9,211,080	連合会振興事業受託料 125,340 全国連事業受託料 847,282																																							
			972,622																																								
4. 前期繰越収支差額	(略)	6,894,098																																									
合計		375,221,854																																									
(支出の部)																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>決算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 経営改善普及事業指導職員設置費</td> <td>(略)</td> <td>65,778,074</td> <td>大分類全体が補助対象 →指導員の給料、通勤手当、社会保険料など</td> </tr> <tr> <td>2. 経営改善普及事業指導事業費</td> <td>(略)</td> <td>16,501,891</td> <td>大分類全体が補助対象 →指導事業に係る旅費、事務局長設置費など</td> </tr> <tr> <td>3. 地域総合振興事業費</td> <td>(略)</td> <td>251,301,306</td> <td>大分類の一部(地域活性化事業費)が補助対象 →中山道スタンプラリーイベント開催経費</td> </tr> <tr> <td>4. 受託事業費</td> <td>(略)</td> <td>11,618,197</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 管理費</td> <td>(略)</td> <td>14,796,653</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 資産取得支出</td> <td>(略)</td> <td>509,003</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 商工会運営安定引当金</td> <td>(略)</td> <td>3,000,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 予備費</td> <td>(略)</td> <td>11,716,730</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>375,221,854</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				大分類	小分類	決算額	備考	1. 経営改善普及事業指導職員設置費	(略)	65,778,074	大分類全体が補助対象 →指導員の給料、通勤手当、社会保険料など	2. 経営改善普及事業指導事業費	(略)	16,501,891	大分類全体が補助対象 →指導事業に係る旅費、事務局長設置費など	3. 地域総合振興事業費	(略)	251,301,306	大分類の一部(地域活性化事業費)が補助対象 →中山道スタンプラリーイベント開催経費	4. 受託事業費	(略)	11,618,197		5. 管理費	(略)	14,796,653		6. 資産取得支出	(略)	509,003		7. 商工会運営安定引当金	(略)	3,000,000		8. 予備費	(略)	11,716,730		合計		375,221,854	
大分類	小分類	決算額	備考																																								
1. 経営改善普及事業指導職員設置費	(略)	65,778,074	大分類全体が補助対象 →指導員の給料、通勤手当、社会保険料など																																								
2. 経営改善普及事業指導事業費	(略)	16,501,891	大分類全体が補助対象 →指導事業に係る旅費、事務局長設置費など																																								
3. 地域総合振興事業費	(略)	251,301,306	大分類の一部(地域活性化事業費)が補助対象 →中山道スタンプラリーイベント開催経費																																								
4. 受託事業費	(略)	11,618,197																																									
5. 管理費	(略)	14,796,653																																									
6. 資産取得支出	(略)	509,003																																									
7. 商工会運営安定引当金	(略)	3,000,000																																									
8. 予備費	(略)	11,716,730																																									
合計		375,221,854																																									

## 2 補助金の概要

\*補助金要綱（抜粋）

補助金名	米原市商工業振興補助金		
趣旨	商工業の総合的な振興および育成を図るため、商工会法(昭和35年法律第89号)に基づき設立された商工会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。		
補助対象事業	(1)小規模事業者の経営または技術の改善発展のための事業 (2)商工業の振興および安定を図るための事業 (3)その他、市長が特に必要と認める事業		
補助対象経費および補助率	事業内容	補助率および補助金の額	補助対象経費
	経営改善普及事業 指導職員設置費 地域商工業支援事業費 補助金の交付対象となる事業で、市長が必要と認めるもの	補助対象経費から 県補助金を除いた 残額の 85/100以内	指導員・補助員・記 帳専任職員の人件 費、福利厚生費
	経営改善普及事業 指導事業費 地域商工業支援事業費 補助金の交付対象となる事業で、市長が必要と認めるもの	補助対象経費から 県補助金を除いた 残額の 85/100以内	旅費、事務費、福利 環境整備費、講習会 等開催費、金融指導 事業費、小規模事業 施策普及費、小規模 事業対策特別推進費
	地域総合振興事業費 商工会地域振興対策事 業費補助金の交付対象 となる事業で、市長が 必要と認めるもの	補助対象経費から 県補助金を除いた 残額の 1/2以内	地域商工業支援事業、 地域振興対策事業

## 第9 監査結果ならびに意見および要望

平成27年度の補助事業に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、一部検討、是正が必要と思われる事項があったので意見および要望として記述するが、事務処理における軽易な事項については記述を省略した。

なお、所管課にあっては商工会に対する指導を含めて適切な措置を講じ、商工会にあっては所管課との協議により適切な措置を講じるとともに、今後の事務処理に万全を期されたい。

## (1) 補助事業の目的と事業内容の明確化について

☛ 所管課（商工観光課）に対する意見

### 【概要】

総合計画における商工業の振興に関する取組内容および補助金要綱における趣旨は次のとおり記載されている。

[総合計画 60 ページ]

小規模企業者への融資や商工会の経営基盤強化のための支援を行い、商工業の振興に取り組みます。 [第5章－第1節－⑧商工業振興支援の充実]

[補助金要綱]

商工業の総合的な振興および育成を図るため、商工会に対し予算の範囲内において補助金を交付する。(第1条要約)

### 【問題点】

補助金は、公益上必要があると認めた事業や事業を行う者に対し、反対給付を求めることなく金銭的給付を行うことで、市が目的とする政策を間接的に実行しようとするものである。本補助金に置き換えて考えると、総合計画において市のめざす商工業振興の姿や商工会の担う役割を掲げ、それを実現するための実行手段として、本補助事業の具体的な目的や対象事業などを補助金要綱で明確にしておくべきである。

しかし、そもそも総合計画の実施計画などにおいて市の商工業振興の施策が具体的に示されていないため、市が商工会に対してどのような役割を期待しているのか読み取ることができず、その実行手段であるべき補助金要綱においても公益上の目的が抽象的な表現となっている。本補助事業を通じて、市が商工会と共通理解のもとに商工業の振興に取り組むため、市の方針と取組内容を具体的に示した上で、総合計画の実施計画や補助金要綱に反映させるなど、補助金の実施効果を高めることができるよう検討されたい。

## (2) 補助金要綱の見直しについて

☛ 所管課（商工観光課）に対する意見

### 【概要】

「第8－2 補助金の概要」を参照。

本補助金の対象事業である経営改善普及事業は、滋賀県商工会連合会の小規模事業経営支援事業費補助金（以下「県補助金」という。）の対象事業に準じて規定されており、補助対象経費も原則、県補助金の対象経費に準じて規定されている。

### 【問題点】

本補助金と県補助金の補助金要綱を比較したところ、記述内容が整合していない箇所が

見られた。1点目は、本補助金要綱内で対象事業として引用している県補助金の名称が旧名称のまま記載がされているため実在しない県補助金を対象にしていることになっていた。2点目は、経営指導員などの人件費の表記について、県補助金要綱では対象となる手当の名称が詳細に記載されているものの、本補助金要綱では人件費として一括で記載されているため対象となる手当の交付基準が不明瞭な状況となっていた。

本補助金は、県補助金の規定に準じて実施されるため、双方の交付要綱における事業内容や補助対象経費などは基本的に整合するはずである。補助金交付の透明性の確保と交付基準を明確にするためにも同じ基準となるよう整理し見直しをされたい。

併せて、補助事業の評価や見直しを行うための区切りの期限としての終期（または見直しの時期）が設定されていないことから、要綱などにおいて明確にされたい。

### （3）実績管理の適正性について

☛ 所管課（商工観光課）および財政援助団体（商工会）に対する意見

#### 【概要】

補助金規則第15条および第16条に実績報告に関する規定がされている。

補助金規則（抜粋）

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を得た場合を含む。）、または補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

- (1) 補助事業等の成果を記載した事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類  
（補助金等の額の確定等）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助事業等の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等交付確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

上記のとおり、第15条の規定に基づき補助事業者は、事業完了後に収支決算書などを添付して実績報告書を市長に提出することとなっており、第16条の規定に基づき市長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査するとともに、補助事業等の成果について調査した上で補助金等の額の確定手続を行うことになっている。

## 【問題点】

実績報告書の妥当性を確認するため、本補助金実績報告書と商工会総代会資料のそれぞれの収支決算書を突合したところ、次表のとおり支出の部において合計金額は一致していたものの決算内訳の一部の科目において金額の差違が見られ、異なる収支決算書が存在している状況であった。

### ▼収支決算書 支出の部における相違箇所（抜粋）

（単位：円）

科目		本補助金実績報告書 添付の収支決算書の 決算額(a)	商工会総代会資料 添付の収支決算書の 決算額(b)	差額(a-b)
大分類	小分類			
1. 経営改善普及事業 指導職員設置費		66,856,578	65,778,074	1,078,504
	1. 棒給	37,677,600	37,317,600	360,000
	6. 超過勤務手当	2,845,173	2,126,669	718,504
2. 経営改善普及事業 指導事業費		17,175,039	16,501,891	673,148
	3. 指導事務費	4,133,031	3,459,883	673,148
3. 地域総合振興事業費		250,628,158	251,301,306	△ 673,148
	9. 経営税務対策費	22,792	218,542	△ 195,750
	10. 労務対策費	2,898,863	3,376,261	△ 477,398
5. 管理費		13,718,149	14,796,653	△ 1,078,504
	1. 職員人件費	910,625	1,989,129	△ 1,078,504
(その他の科目の計)		26,843,930	26,843,930	0
支出の部合計		375,221,854	375,221,854	0

表のとおり決算額を比較すると、「5 管理費」から「1 経営改善普及事業指導職員設置費」へ人件費が振替えられ、「3 地域総合振興事業費」から「2 経営改善普及事業指導事業費」へ事務費が振り替えられていた。振替えを行った経費は、管理職員手当などの人件費や労働保険などに関する事務経費で、県補助金においては補助対象とならないものの経営改善普及事業に関連する経費であるため、市と商工会が協議した結果、市補助金においては補助対象経費に含めることにしたとのことであった。本来、補助金実績報告書と総代会資料の収支決算書は同一のものであるべきと考える。このような場合は、新たに決算書を作成するのではなく、補助対象経費がわかるよう補足資料として調整するよう指導し、その協議経過を明らかにしておく方が適切であったと思われる。

また、振替えた経費については、「市長が必要と認めるもの」を補助対象とすることができる補助金要綱の規定を引用されたものであることから、その決定方法について確認したところ、決裁文書などにはその旨の記載はなく補助対象とする決裁は取られていない状況であった。現状の事務手続きでは、担当者の裁量により決定の判断をされたと疑念を持たれかねないため、米原市事務決裁規程に基づく決裁を受け決定するよう事務手続きを改善されたい。

#### (4) 事業実績の履行確認について

所管課（商工観光課）および財政援助団体（商工会）に対する意見

##### 【概要】

商工会では、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）」第4条第1項に基づいて行う小規模事業者の経営の改善発展のための事業として、小規模事業者に対し経営指導員が経営に関する相談や指導を行っており、この活動内容が事業所別に相談指導カルテとして記録されている。

##### 【問題点】

▼ 経営改善普及事業 平成27年度実績

(単位:件)

区分	業種	対象 企業数	経営 革新	経営 一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境 対策	その他	計
巡回	製造業	156	4	215	51	7	34	80	3		287	681
	建設業	179	13	184	1	19	29	88			203	537
	小売業	180	10	336	17	13	41	40	1		470	928
	卸売業	17		19	5			6			28	58
	サービス業	201	13	240	19	19	39	99			278	707
	その他	34		33	2	1	5	9			41	91
	計	767	40	1,027	95	59	148	322	4	0	1,307	3,002
窓口	製造業	51		24	1	6	22	21	1		20	95
	建設業	88	1	24	1	12	40	28			96	202
	小売業	61		53	1	6	40	15			28	143
	卸売業	4		2							2	4
	サービス業	73	3	45	3	4	33	17			28	133
	その他	9		1		1	1	2			9	14
	計	286	4	149	6	29	136	83	1	0	183	591
創業	巡回指導	1	2	2								4
	窓口指導	1		1								1
	計	2	2	3								5
合計		1,055	46	1,179	101	88	284	405	5	0	1,490	3,598

平成27年度の実績報告書における経営指導員（補助対象職員12人）による相談指導などの活動実績は、3,598回で、指導員1人当たりには換算すると年間約300回とかなり活発に活動されているように見える。しかし、その実態を確認するため、商工会から事業所別の相談指導カルテを入手し平成27年12月の状況を試査したところ、経営指導員の相談指導287件のうち、相談活動や今後につながる指導活動などを行ったと読み取れるものは69件にとどまっていた。その他は、広報活動など事務連絡としての訪問が65件、活動記入欄が空欄のものが153件となっており、カルテの記載内容が乏しくどのような活動が行われたのかを確認し難い状況であった。また、所管課は、事業実績の履行確認に当たり、カルテの記載内容の確認を行っていなかった。

このように、相談指導カルテの現状を確認する限り、本補助事業が目的どおり適正に事業が履行されたかどうかを判断することができず、また、補助金の評価を行うための効果測定基準として「米原市補助金効果測定結果一覧表<sup>(※)</sup>」に掲げられている経営指導員による相談指導回数が、実態に即した評価と言えない状況であった。

相談指導活動は商工会の主要な活動であるとともに、約 20,000 千円もの公金を投入している本補助対象事業の中心となる活動である。本補助金の有効性を立証するため、商工会は、カルテが将来に繋がる経営指導記録として活用できるよう記載方法を改善されるとともに、所管課は、相談活動の件数のみならずカルテや聞き取りによって適正に実績を把握するなど、双方が連携して市民への説明責任を果たされたい。

※「米原市補助金効果測定結果一覧表」

市では、行財政推進の一環として補助事業の評価を行っており、担当部署が補助金ごとに効果測定基準を設定し、年度終了後に評価を行っている。これらの結果が財政課によって一覧表に取りまとめられ、市公式ウェブサイトなどで公表されている。

#### (5) 経理区分の適正性について

##### ☛ 財政援助団体（商工会）に対する意見

##### 【概要】

商工会では、本補助事業以外に市から他の補助金の交付や委託事業を受託しており多くの事業を行っている。

##### 【問題点】

商工会では、本補助事業以外にも委託業務など複数の事業を実施していることから、補助対象経費を算出するためには事業ごとに経理を区分し明確にしておく必要がある。したがって、超過勤務手当についても、複数の事業に係る業務を行っているため業務ごとに区分し補助対象分を明確にしておく必要がある。このことを確認するため、算出基礎となる超過勤務等命令簿を確認したところ、記載された勤務内容が何の業務を行っているのか判断できない状況であったにもかかわらず、超過勤務手当は全額、補助対象経費として算出されていた。しかし、この中には補助対象外となる手当が含まれている可能性があり好ましい状況ではないと思われるため、超過勤務等命令簿については、補助対象経費となる手当であるかを明確に判断できるよう、業務内容の記述方法を改善すべきと考える。